



文化庁

2014年「東アジア文化都市」

応募要領

文化庁への申請書の提出期限

平成25年3月15日（金）（消印有効）

※FAX、電子メールでの申請書の受付は行っておりません。

提出先及び問い合わせ先

文化庁長官官房国際課国際文化交流室企画係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-5253-4111（代表）内線2848

<9時30分から18時まで>

FAX 03-6734-3813

E-mail bunkok@bunka.go.jp

目 次

I. 募集について	1
II. 提出書類について	6
III. (別添) 事業内容例	9

I. 募集について

1. 事業概要

「東アジア文化都市」事業は、日中韓3か国において、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市において、現代の芸術文化から伝統文化、また多彩な生活文化に関連する様々な文化芸術イベント等を実施するものです。これにより、東アジア域内の相互理解・連帯感の形成を促進するとともに、東アジアの多様な文化の国際発信力の強化を図ることを目指します。

また、当該都市がその文化的特徴を活かして、文化芸術・クリエイティブ産業・観光の振興を推進することにより、事業実施を契機として継続的に発展することも目的としています。

2. 募集内容

本募集では、2014年（平成26年）1月～12月における、「東アジア文化都市」を募集いたします。応募のあった都市の中から、学識経験者等による選定協力者委員会に諮り文化庁長官が1都市を選定いたしますが、選定された都市においては、期間中にその域内で、「東アジア文化都市」の名前の元に様々な文化芸術関連事業を実施していただくこととなります。実施していただく事業の内容等については、下記6. をご覧ください。

3. 採択までのスケジュール

	H25.1月	3月	4月～12月	H26.1月～12月
募集	2/15 募集開始	3/15 〆切		
審査		3月下旬 審査会	～4月上旬	
採択内定 通知			4月下旬 目途 結果通知	
準備			事業実施準備	
事業開始				事業実施

4. 募集期間

平成25年2月15日（金）～3月15日（金）

5. 募集対象となる者

募集対象は、市区町村となります。

6. 「東アジア文化都市」に選定された場合に実施していただく事業

「東アジア文化都市」に選定された都市においては、様々な文化芸術関連事業を実施

していただくこととなります。事業内容については、選定された都市において自由に企画していただくこととなりますが、事業を実施する上での実行委員会等の設置、及び下記事業については、必ず実施していただくこととなりますので、ご注意ください。

- ① 開会イベント（2014年1月～3月の間での実施を想定）
- ② 文化芸術関連イベントを集中的に実施するコア期間（核となる期間・1ヶ月程度を想定）の設置
- ③ 閉会イベント

なお、文化庁では、本事業の目的に鑑み、

- 文化芸術の力を活かして都市の継続的な発展に貢献する
- 日中韓3か国をはじめとして東アジア地域における交流の活性化につながる
- 芸術家同士が相互に刺激し合うことにより新たな作品創造の機会となる等文化芸術振興につながるような事業を実施していただくことが望ましいと考えております。

また、一から企画していただく事業でなくても、既存の事業を「東アジア文化都市」の事業として実施していただくことは問題ありませんし、市区町村が主催でなく民間団体等が主催する事業について「東アジア文化都市」の名を冠して、実施していただくことも問題ありません。（ただし、7.の文化庁が費用負担できる事業は、市区町村が主催の事業に限りますので、ご注意ください。）

文化庁では、別添（事業内容例）のような内容の事業を想定しておりますので、参考に記載させていただきます。

7. 事業実施に係る文化庁の費用負担

文化庁では、実施される事業のうち下記の事業に対して、本事業に係る文化庁予算の範囲内で実施経費の一部を負担します。ただし、いずれも、平成25年度、26年度の予算要求に関わる事項であり、あくまで予算が承認されることが前提となりますので、ご了承願います。

- 2014年1～3月
 - ・ 開会イベント及び実施準備に係る経費等
- 2014年4月～12月
 - ・ 期間内に実施される「東アジア文化都市」に選定された市区町村主催のイベント実施に係る経費

8. 申請書の提出期限及び提出方法等

申請者は、提出書類を揃えて、文化庁へ郵便、宅配便により提出してください。

提出先：〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁長官官房国際課国際文化交流室企画係

提出期限：平成25年3月15日（金）（消印有効）

※ 郵便は、「東アジア文化都市」申請書在中と朱書きの上、「特定記録郵便」又は「簡易書留」などで提出してください。

※ 電子メール、FAXによる受付は行っておりません。

9. 審査及び審査結果

- (1) 提出された申請書に基づき、学識経験者等で構成する選定協力者委員会に諮って文化庁長官が決定いたします。
- (2) 審査は選定協力者委員会委員による事前の書面審査及び応募いただいた市区町村からの同委員会委員に対する対面のプレゼンテーションにより行います。(プレゼンに来ていただけない場合は、自動的に不採択となります。)なお、申請者が多数の場合には書面審査を一次審査とさせていただき、一次審査を通過した申請者のみ、二次審査として対面のプレゼンテーションを行っていただく場合があります。
- (3) 審査の結果は、申請いただいた市区町村に対し、4月中を目途に文書でお知らせいたします。それ以外の電話やメール等によるお問い合わせには回答できませんのでご了承ください。
- (4) 審査は、以下の「審査の視点」により総合的に評価いたします。

【審査の視点】

(都市の状況)

- 文化芸術の持つ力を活かして、都市の継続的な発展、ブランド力の向上等を目指す明確なビジョンがあり、その実現に向けた具体的な計画がある。
- 文化政策や創造都市政策を都市の重要施策として位置づけ、文化芸術の持つ創造性を活かした地域の文化振興、産業振興、観光振興等の施策を積極的に展開している。
- 中国・韓国をはじめ、東アジア諸国との交流に関する実績がある。また、これまでに東アジアの交流促進に係るイベント等を実施した実績がある。
- 国際的な文化芸術イベントや会議等を実施した実績があり、また、そうしたイベント等を継続的に行っている。
- 国内外の文化都市・創造都市等のネットワーク形成に積極的に参画し、当該都市などとの交流を積極的に行っている。

(実施体制、連携協力体制)

- 事業の実施を支える十分な体制を整備することが予定されており、また、その運営に市民ボランティアを活用する等、地域住民を巻き込んだ運営体制となっている。
- 民間企業、大学等教育機関、文化関係団体等との連携協力を図るなど、官民が一体となって都市を盛り上げる計画となっている。また、国内外の都市との連携・協力を図る計画となっている。

(事業内容)

- 東アジアの連帯感・共同意識の形成や文化芸術による今後の都市の発展と言った観点から、事業の目的が明確で優れたものであり、また、目的を達成するために、具体的な

事業計画がなされている。

- 事業内容が創造性に富んだものであり、多くの人々をひきつける企画になっている。また、事業実施の効果が一過性でなく、都市の文化及び社会の持続的な発展に貢献するようなものとなっている。
- 事業の企画・運営について、創造性に富んだ芸術監督・ディレクター・コーディネーターなどを配している。また、事業の実施に若手人材を起用するなど、クリエイティブな人材の育成の視点が企画に見られる。
- 文化芸術の創造性やその魅力を活かして、子ども、障害者、高齢者、外国人等多様な市民が参加・参画できる企画がなされている。
- 中国・韓国をはじめとする東アジア諸国の人々、特に同時開催する中国・韓国の都市との市民交流、青少年交流が図られる事業が企画されている。

(広報)

- 「東アジア文化都市」の開催を国内外に広くアピールする具体的な計画（広報計画・メディア戦略等）がなされている。

(評価)

- 大学等教育機関等との連携により、都市の持続的な発展に係る「東アジア文化都市」の実施効果を、中長期的に検証・評価する計画がなされている。

10. 「東アジア文化都市」の名称の明記及びロゴマークの表示

申請した事業計画で実施する事業については、「東アジア文化都市」である旨の記載及び「東アジア文化都市」のロゴマークを表示していただくことになります。

なお、記載・表示方法等については、採択された団体に対して別途お知らせします。

11. 執行状況調査について

文化庁から委託を受けた事業については、当該事業に関する帳簿及び関係書類等を5年間（平成30年3月末まで）善良な管理者の注意をもって保管する必要があります。また、会計検査院及び文化庁による執行状況調査の対象になります。

12. 不正受給等に伴う応募制限について

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業において、補助金等の不正受給等を行った場合、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）に基づき、応募制限を行います。

芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について

平成22年9月16日

文化庁長官決定

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- (1) 虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間4～5年
- (2) 調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間2～3年
- (3) 文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記(1)、(2)に準じて取り扱う。

13. その他

東アジア文化都市に選定された都市には、文化庁が行う文化振興施策の広報協力を依頼することがあります。

Ⅱ. 提出書類について

1. 提出書類

提出書類は以下のとおりです。全ての書類はA4版（片面のみ）に統一して各1部ずつ提出してください。カラー印刷である必要はありません。

- ① 「東アジア文化都市」企画提案書（様式1～4）
- ② 選定協力者委員会委員に対するプレゼンテーションに使用する資料（様式自由）

2. 様式の入手方法

申請書の様式は、文化庁ホームページ（<http://www.bunka.go.jp>）からダウンロードしてください。

3. 申請書の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出した書類については、その記載内容について問い合わせをすることがありますので、申請者は、必ず写しを取り、保管するようにしてください。また、提出された書類等は返却しませんので、予めご了承ください。
- (2) 申請書は原則ワープロ打ちで文字の大きさを9ポイント以上で記載してください。また、提出書類には、最初のページ（申請書一枚目のページ）を「1ページ」として、通しでページ数を附してください。
- (3) 申請書は審査資料になりますので、申請書は提出後の差し替えは認められません。提出後変更が生じることがないように、内容について十分検討の上、作成願います。

4. 申請書記入要領

本事業の申請を希望される団体は、様式1～5に必要な資料を添付したものを1部作成して、文化庁長官官房国際課へ申請書類を提出してください。

【様式1】

1. 「住所」の欄には、申請団体の郵便番号と住所を記載してください。
2. 「申請団体名」の欄には、申請団体の名称及びその代表者の職名と氏名を記載の上、代表者印を押印してください。
3. 「担当者連絡先」の欄には、申請書の内容についての問い合わせ先となる担当者の連絡先（電話番号については、時間外に連絡のとれる番号も必ず記載してください。）と、審査結果の郵送先の郵便番号及び住所を記載してください。

【様式2】

1. 「①団体概要」の「本事業担当職員」欄には、「東アジア文化都市」事業に関わる主要な職員について記載してください。
2. 「②本事業の実施体制図」欄には、「東アジア文化都市」事業に関わる職員の体制図を記載してください。また、実行委員会等を組織される場合や連携する民間団体等がある場合には、その関係性も含め、体制図に記載してください。

【様式3】各欄は、必要に応じてセルの高さを変更・追加していただいても構いません。(様式4も同様)

1. 「①文化芸術の力を活かした都市の発展に係るビジョン・計画」欄には、今後の都市の発展に向けて、文化芸術の力をどう活かしていくのかについて具体的なビジョンや計画を定めているか、また、そのビジョンや計画に基づき、どのような施策を展開していく予定であるか等を記載してください。
2. 「②文化芸術の力を活かした文化振興、産業振興、観光振興に係る施策の展開」欄については現在、都市において取り組んでいる文化芸術の力を活かした文化振興、産業振興、観光振興に関連する事業について記載してください。
3. 「③中国・韓国をはじめ東アジア各国との交流実績、東アジア関連イベントの開催等」欄については、東アジア各国との交流実績（文化芸術交流に限らず）や東アジア関連イベントの開催実績、今後の具体的な計画がある場合には、その概要を記載してください。なお、実績・計画については、その規模、実施期間、参加者数、所要予算、実施概要、今後の実施の方向性等についても記載してください。

「東アジア」についての定義は必ずしも厳密なものではありませんが、本事業における「東アジア各国」とは、中国、韓国、モンゴル及び ASEAN 諸国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）を想定しています。

4. 「④国際的な文化芸術イベント等を実施した実績、今後の計画」欄については、国内外から多くの来場者がある国際的な文化芸術イベントの実施実績や具体的な計画がある場合には、その概要を記載してください。なお、実績・計画については、その規模、実施期間、来場者数、所要予算、実施概要、今後の実施の方向性等を記載してください。
5. 「⑤国内外の文化都市・創造都市等とのネットワーク形成への参画・都市との交流」欄については、文化都市・創造都市等との国内外のネットワーク形成に関連して、どのような取組を行っているか、また、文化都市・創造都市間の交流の実績等について記載してください。これまでに文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）を受けている場合や、ユネスコ・クリエイティブ・シティズ・ネットワークに登録又は登録の準備をされている場合は、その概要等についても記載してください。
6. 「⑥事業の実施体制」欄については、【様式2】2. に記載された実施体制以外に予定されている市民ボランティアの活用や地域住民の事業への関わり方などについて記載してください。
7. 「⑦民間企業、大学等教育機関、文化関係団体等との連携協力、国内外の都市との連携協力体制」欄については、事業実施にあたり、民間企業、大学等教育機関、文化芸術関係団体との連携・協力の予定や国内外の都市との連携・協力が予定されて場合には、その内容を記載してください。

【様式4】各欄は、必要に応じてセルの高さを変更・追加していただいても構いません。(様式3も同様)

1. 「①文化都市実施の目的、期待する効果等」については、本事業への応募の動機、及び本事業の実施を通じて都市にどのような効果がもたらされることを期待しているのかに

ついて具体的に記載してください。

2. 「②事業の全体計画」欄については、本事業の全体計画について、開始時期、開催期間、開催内容等を記載してください。なお、事業の準備期間及び期間中の事業実施スケジュールについて、一枚程度に見やすくまとめた資料を別添してください。
3. 「③予算案（単位：百万円）」欄については、事業実施に係る現時点で想定している予算案について、可能な範囲で記載してください。
4. 「④事業実施の効果の継続性、事業実施翌年以降の取組等」欄については、事業の効果を一過性のものにしないうために、どういった事業を実施されるのか、また、事業実施翌年以降にどのような取組をしていくのかについて記載してください。
5. 「⑤文化芸術面のディレクションを行う、芸術監督、ディレクター等」欄については、本事業の文化芸術面における総合的な企画を行う芸術監督、ディレクター、コーディネーター等を置く場合には、その方の氏名を記載いただくとともに、本事業との関わり方等についてわかりやすく記載してください。また、当該芸術監督等の略歴を別添してください。
6. 「⑥『東アジア文化都市』の国内外における広報計画」欄については、いつの時期にどのような媒体を用いてどのような広報を行うか、広報計画・メディア戦略についてわかりやすく記載してください。
7. 「⑦事業の評価方法」欄については、「東アジア文化都市」実施による効果をどのように検証し、評価するのかについて、その実施内容、体制、期間などについてわかりやすく記載してください。
8. 「⑧個別事業の内容」欄については、「開会イベント、閉会イベントの内容」、「コア期間の実施事業の内容」、「コア期間以外に実施する事業の内容」それぞれに分けて、事業内容（事業の実施目的、実施時期、期間、事業概要等）を記載してください。

「コア期間の実施事業の内容」、「コア期間以外に実施する事業の内容」については、それぞれ複数の企画があると思われませんが、可能な限り事業ごとに記載願います。なお、いずれも現時点において想定できる範囲で記載いただければ結構です。